

監査の概要

送付日	平成28年3月31日	整理番号	2747-2752
1 監査種別	工事監査（平成27年度）		
2 監査実施日	平成28年1月15日		
3 監査結果報告日	平成28年3月31日		
4 監査対象部局	教育振興部まなび支援室社会教育・文化財課		
5 改善通知受理日	平成28年4月27日		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 設計図面について

A 改善要望事項

鉄筋挿入工構造図に示されている注入剤の配合例を見ると、参考例として「ロックボルト工 積算資料(参考)・積算例(参考)」(一般社団法人全国特定法面保護協会 平成 27 年 7 月)が示されており、この中の水セメント比(W/C)は 0.5~0.55 となっているが、本工事に用いている適用基準によるとこの値は、0.4~0.55 となっていた。適用した設計基準に基づき正確に配合を表示するよう留意されたい。

ネジ節異形棒鋼類には亜鉛メッキ処理と記載されていたが、日本工業規格(JIS)における亜鉛メッキの付着量は材料によって HDZ55 又は HDZ35 と使い分けているので、この仕様も摘要欄に記載しておく必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

指摘のとおり、今後は適用した設計基準に基づき適正な配合を図面等に表示します。現地での実施施行については、結果適用した設計基準に基づき行いました。

また、ネジ節異形棒鋼類の亜鉛メッキ処理の日本工業規格(JIS)における亜鉛メッキの付着量のHDZ55及びHDZ35との使い分けについても、今後は仕様の摘要欄に記載をします。

2 特記仕様書について

A 改善要望事項

(1) 第 25 条 アンカー工について

アンカー工に使用される注入材料の記載があるが、前述した水セメント比(W/C)の規定が示されていないので記載されたい。

(2) 第 26 条 法面工における在来種工夫について

現地の在来種の復元を図ることを目的とした事項であるが、設計及び積算上でどのような施工をするのか具体化する必要がある。環境配慮として理解できるが、今後とも実施方法を検討されたい。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

(1) 第 25 条 アンカー工について

水セメント比(W/C)の規定を示していなかったため、今後は記載します。

(2) 第 26 条 法面工における在来種工夫について

今後は、実施方法についてよく検討を行います。

3 契約に関する書類について

A 改善要望事項

「川西市暴力団排除に関する条例施行規則」に基づく誓約書及び役員一覧表について、一次下請負業者は提出されていたが、二次下請負以下の業者の誓約書は未提出であったため、早急に提出させておく必要がある。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

二次下請負以下の業者の誓約書提出については、早速対応しました。

4 施行監理に関する書類について

A 改善要望事項

本工事の施工体系図を調査したところ、一次下請負業者は示されているが、二次下請負業者以下が示されていないので、早急に施工体系図を整備されたい。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

指摘のあった二次下請負業者以下については示されていないので、施工体系図の整備を完了しました。

5 産業廃棄物処分について

A 改善要望事項

コンクリートがら及び金属に関する産業廃棄物処理契約書は提出されていたが、木くず（伐採木）に関する契約が見当らなかったため確認されたい。また、同処分伝票（マニフェスト）の最終処分票（E票）を調査したところ、「処分契約書どおり」または「本処分票のとおり」という選択記入欄には○を記入していない伝票が見られた。また、契約どおりではない伝票の記入がなされているものもあったので、調査しておく必要がある。

B 改善措置状況（報告者記入欄）

木くずに関する契約書は監査時には無かったので、その後提出させました。
指摘のとおり、契約書どおりでない伝票の記入がなされているものがありましたので、補完しました。

6 環境対策等について

A 改善要望事項

提出されている施工計画書のうち、指定及び主要機械の一覧表の機械には、排出ガス対策の明示がなされていなかったため記載されたい。

また、過積載対策については、主としてダンプトラックの掘削土砂搬出における記載はなされているが、搬入材料のうち、主要資材のうち重量物をユニック付車両により搬入する場合の過積載チェックの記載がなされていなかった。ユニック車の車検証を確認しておく必要がある。

B 改善措置状況(報告者記入欄)

指摘のとおり明示されていなかったため、明示しました。

ユニック車の車検証の確認は、結果できませんでした。そのことから、今後は十分気を付けます。